

三井物産株式会社、大阪ガス株式会社、ユナイテッド計画株式会社及び Northland Power Development Services Japan 株式会社「(仮称)秋田県潟上市・男鹿市・秋田市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和3年10月19日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)秋田県潟上市・男鹿市・秋田市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、三井物産株式会社、大阪ガス株式会社、ユナイテッド計画株式会社及び Northland Power Development Services Japan 株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：秋田県潟上市、男鹿市及び秋田市沖
- ・原動力の種類：風力(洋上)
- ・出力：最大400,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和3年 8月 3日
環境大臣意見受理	令和3年10月11日
経済産業大臣意見	令和3年10月19日

問合せ先:電力安全課 沼田、江藤、須之内  
電話03-3501-1742(直通)

三井物産株式会社、大阪ガス株式会社、ユナイテッド計画株式会社及び Northland Power Development Services Japan 株式会社「(仮称)秋田県潟上市・男鹿市・秋田市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討においては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、今後の海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号。）に基づく、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に係る検討状況等を踏まえ、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集及び他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 最新の知見等の反映

本事業の調査、予測及び評価については、最新の知見、先行事例の知見及び専門家等の助言を踏まえ適切に実施すること。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償

措置を優先的に検討することがないようにすること。

#### (5) 事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

#### (6) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

## 2. 各論

### (1) 騒音に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、沿岸付近の住居等の近隣に風力発電設備等が設置される場合には、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境の保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年10月環境省）、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔を取ること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (2) 風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、住居等が存在しており、沿岸付近の住居等の近隣に風力発電設備が設置される場合には、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境の保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測

及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔を取ることで等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (3) 鳥類に対する影響

想定区域の周辺には、渡り鳥の集団渡来地（越冬地・中継地）となっている八郎潟干拓地及び小友沼が存在しており、ガン類、カモ類及びハクチョウ類の水鳥やサシバ等の猛禽類の主要な渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

### (4) 海生生物に対する影響

想定区域の一部及びその周辺は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（平成28年4月環境省）に選定されており、本事業の実施により、海生生物への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、沿岸域の浅場等の海生生物の生息及び生育基盤として重要な自然環境のまとまりの場が存在する区域を明らかにした上で、本事業実施に伴う水中音並びに水の濁り等による海生生物への影響について、専門家等の助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、工事中における水の濁り等により、沿岸域の浅場等の海生生物の生息・生育環境への影響が懸念される場合は、環境保全措置を講ずること。

### (5) 景観に対する影響

想定区域の周辺には、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき指定された男鹿国定公園が位置し、当該国定公園の利用施設にも位置付けられている「鶴ノ崎園地」や「寒風山展望施設」等の主要な眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これらの主要な眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、

眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観について、これらの管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。